

大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、営農組織が経営規模を拡大し、経営力の強化を図るために必要な農業用機械等の導入を支援するために交付する大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）

に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(概算による交付)

第6条 市長は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の円

滑な遂行を確保するため、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）からの求めにより、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算で交付することができる。

2 前項の規定により概算による交付を受けようとする者は、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金概算交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の概算による交付を決定し、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金概算交付通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（変更等の申請等）

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、大分市営農組織経営力強化支援事業変更等承認申請書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する予算の変更（補助対象経費の20パーセント以内の増減を除く。）をしようとするとき。

(2) 補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当である

と認めるときは、その変更等を承認し、大分市営農組織経営力強化支援事業変更等承認通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（着手届）

第8条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、大分市営農組織経営力強化支援事業着手届（様式第7号）に関係書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日までに大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の規定による報告をするに当たり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告あったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。

（請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市営農組織

経営力強化支援事業費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めらるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 第4条第2項ただし書の規定による補助金の交付の申請をした補助事業者は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後に消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（第9条第2項の規定により減額の報告をした場合は、その減じた額を上回る部分の額）を大分市営農組織経営力強化支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第11号）により速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	備考
集落営農組織 経営力強化事業	<p>次に掲げる要件の全てを満たす集落営農組織（法人格を有するものを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 3戸以上の販売農家を構成員としていること。 (2) 経営規模を10ヘクタール（中山間地域にあつては、8ヘクタール）以上とする計画を有していること。 (3) 代表者の定めのある規約を有していること。 (4) 会計を一元化していること。 (5) 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の1の（6）の規定により開催する人・農地プラン検討会で検討した上で本市が決定したプランをいう。以下同じ。）の中心経営体に位置付けられていること。 	補助対象者が経営規模を拡大し、経営力の強化を図るために必要な農業用機械等を導入するために必要な経費	農業用機械等は、耐用年数が5年以上（中古の農業用機械等にあつては、2年以上）のものであること。また、農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。
法人経営力強化事業	<p>次に掲げる要件の全てを満たす営農組織（法人格を有するものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 米、麦及び大豆を主要作物としていること。 (2) 経営規模を15ヘクタール（中山間地域にあつては、12ヘクタール）以上とする計画を有していること。ただし、現に当該要件を満たしている場合にあつては、現状より5ヘクタール以上拡大する計画を有していること。 (3) 人・農地プランの中心経営体に位置付けられていること。 		